

焼津漁港において、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項前段の規定に基づき、令和4年8月10日に除去し保管した工作物を返還するので、所有権等の権原を有する者は、令和5年2月10日までに下記へ申し出るよう、同法第39条の2第6項に基づき公示する。

なお、漁港管理者が保管する工作物を返還する時は、当該工作物を除去するのに要した費用を所有権等の権原を有する者から徴収する。

おって、関係図書は静岡県焼津漁港管理事務所において閲覧に供する。

令和4年9月20日

焼津漁港管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

1 申出先

静岡県焼津市鰯ヶ島136-24

静岡県焼津漁港管理事務所 管理課（電話番号054-628-3126）

2 保管した工作物

工作物の種類	数量	形状		
		長さ	幅	高さ
小屋その他資材等	1	約2.0m	約3.8m	約2.0m

3 工作物が放置されていた場所

焼津市中港5丁目1212番

4 工作物を除去した日時

令和4年8月10日

5 工作物の保管を開始した日時

令和4年8月10日

6 工作物を保管した場所

焼津市中港5丁目1212番

7 工作物の保管期間

令和5年2月10日まで